

| | |
|-------------|---|
| Title | [論説] ロールズ『正義論』における「偶然性」概念の考察 |
| Author(s) | 栗村, 亜寿香 |
| Citation | 社会システム研究 = Socialsystems : political, legal and economic studies (2016), 19: 47-67 |
| Issue Date | 2016-03-28 |
| URL | https://dx.doi.org/10.14989/210566 |
| Right | |
| Type | Departmental Bulletin Paper |
| Textversion | publisher |

ロールズ『正義論』における「偶然性」概念の考察

栗村 亜寿香

1 はじめに

人々の人生に見いだせる運や偶然¹⁾といったことがらを、規範的政治理論——特に、あるべき社会制度に関する理論——はどのように扱うことができるのだろうか。これまで、人種や性別、出身階層といった生来の偶然的な要因がその後の人生のあり方に多大な影響を与えるのは不公平であるという考えは、機会の平等の名で語られ、社会で実践されてもきた。だが、教育や就業といった、人生の早期の段階において各人に開かれている機会をなるべく等しくするというだけでこの問題に対処できるわけではない。というのも、ある出来事が不運か否かは、その出来事だけを観察すれば判明するわけではなく、死ぬまで——究極的には死んでも——その評価はできないというのが実際のところだと思われるからである。

とはいえ、各人の生が終わったのちに、人々の生涯で起きた出来事の幸運・不運を判断し、それに制度上の措置をとるなどといったことには何の意味もないだろう。社会制度を扱う理論の中に偶然や運の問題を位置づけるためには、それらを判断する客観的な基準と判断する時期を確定させる必要がある。さらには、そもそもなぜこうした問題を考慮に入れるべきなのかという問いにも向き合わねばならないだろう。ここに、規範的政治理論が偶然性を扱うにあたって直面する二つの問題があると考ええる。

さて、周知の通り、政治理論の領域で運や偶然に言及し注目を集めたのはJ. ロールズである。そして、現代の分配的平等論において「運の平等論者」(luck egalitarian) と呼ばれる立場の人々も、運の問題を自身の理論に取り入れて議論している。従来、ロールズの考察と運の平等論とを連続的に捉える見方が広く示されてきたが、それに対して本稿は、ロールズの「偶然性」に関する議論を検討することによって、両者の相違を明確にしようとするものである。そして結局のところそれは、両者が取り組んだ問題の違いとして指摘することができるかと筆者は考える。つまり、上記の二つの問いに関して、前者、すなわち人々の人生において何が個人の選択であり何が偶然の要素であるかを考察し、その線引きの問題に取り組んだのが運の平等論者であり、後者、つまり運や偶然性に対処することが社会にとってなぜ必要であるのかを考察し、このような関心から偶然性の問題を社会正義の理論の中に位置づけたのがロールズだということである。共に運や偶然という問題に取り組んだ両者の相違が以上のようなものであることは、本稿の議論によって明らかになる²⁾。

2 問題状況 ― ロールズ正義論と運の平等論の関係 ―

ロールズ以後、分配的正義を論じる「運の平等論者」と呼ばれる人々も、運と分配に関する議論を繰り返している。彼らは1980年代から平等主義的な分配的正義論を提出しており、当初の有力な論者は、R. ドゥオーキン、R. アーネソン、G. A. コーエンらであったが、2000年代には、C. ナイト、S. セガル、K. C. タンといった次世代の運の平等論者が台頭してきている。一般的に運の平等論者とは、本人が選択したことではない要因によって生じた不利益が補償されないことは不正義であるが、自発的な選択に由来する不利益は補償されなくてよいとする立場をとる人々として位置づけられている³⁾。本論においても、選択と運を区分し、この区分に基づいて上記のような分配原理を構築する人々として運の平等主義を捉える。

さて、このような運の平等論者が共有する考えはロールズの理論に見出すことができ、運の平等主義の起源はロールズの考えにあるという見方が、政治哲学で近年よく知られたものとして存在する⁴⁾。つまり、両者は分配的正義に関して同じ目的 ― 偶然と選択を区別し、不運の帰結に対しては補償するが、選択の帰結に対しては補償しない ― を共有していると理解するものである。このような見方をとる代表的論者としてあげられるのがW. キムリッカである。だが、ロールズの理論を検討すると、ロールズがこのような区分に基づいて分配原理を構想しているとは言えず、両者を同じ目的を持つものとして捉えるのは妥当ではないことが明らかになる。本稿では、ロールズが偶然性についてどのように語ったのかを明らかにすることで、運の平等論者とロールズの理論の地平の相違を浮かび上がらせようとするものである。

なお、このような批判はすでにS. シェフラーによって提示されている。シェフラーは前期・後期と分けられるロールズのテキストを横断的に用い、それらをもとに総合的なロールズ解釈を提示している⁵⁾。このようなシェフラーの見解には筆者もおおむね賛同するところである。だが、シェフラーや彼が批判するキムリッカは、ロールズの偶然性および責任に関する議論をロールズの複数のテキストから抽出しており、そのことによって、ロールズが一つの理論のなかでこれらの問題をいかに位置づけたのかについてはむしろ見えにくくなっている。人格や社会に関して様々な想定を加えながら議論を進め、理論の正当化を正義の構想全体の整合性に委ねるロールズにあっては、一冊のテキストを通して偶然性がどう議論されているのかを見ていくことによってこそ、ロールズの真意が明確になると思われる。そこで本稿ではテキストを主に『正義論』⁶⁾に限定し、特に「偶然性」概念がそこでどのように位置づけられているのかを詳細に検討する。このことによって、運の平等論とロールズ正義論の相違がより一層明確になると考えるからである。

本稿の構成は以下のとおりである。まずは次節において、シェフラーが、ロールズと運の平等論者との関係の明確な定式化を行った人物として指摘しているキムリッカの見解を取り上げる。その後、これに対するシェフラーの批判および彼のロールズ解釈を見ていく。最後に第4節で、「偶然性」概念が『正義論』においてどのように位置づけられているのかを検討したい。

3 ロールズ正義論と運の平等論の関係

3-1 W. キムリッカによる考察

ロールズと運の平等論に関する一般的な見方——両者は偶然と選択を区別しており、不運の帰結に対しては補償するが、選択の帰結に対しては補償しないという考えを共有している——は、キムリッカが現代政治哲学の教科書として執筆した『現代政治理論』⁷⁾で提示した見解を契機に広まったものであると推測される。なお、シェフラーもこの見方を批判する際にキムリッカの上記のテキストを参照している。よってここでは、この見方を代表するものとしてキムリッカの見解を取り上げる。

キムリッカのロールズ解釈：偶然性について

さて、キムリッカはどのような根拠から、ロールズと運の平等論者⁸⁾の連続性を指摘するのだろうか。そのように主張するにあたってキムリッカは、以下の二点をロールズの見解として引き出している。すなわち、①偶然的な状況に起因する不平等は是正されるべきであるが、②選択に由来する不平等に対する責任は本人が引き受けるべきである、という点である。

①を議論するにあたってキムリッカは、ロールズの主張からは独立に、従来の機会の均等という考えに対して検討を始める（以下、Kymlicka, 55-6:91-2）。キムリッカは、公正な機会均等の確保のために何が必要かについて見解はわかるものの、この考えの中心的理念は次のものであると言う。それは、不平等な取り分が、個人が稼いだもので個人がそれに値するならば、つまり、それが個人の行為や選択の成果であるならば公正だが、個々人が、人種や階級、性別といったそれぞれの社会的な状況の恣意的であって個人がそれに値するわけではない格差によって不利益を被ったり、特権を受けるのは不正である、というものである。そしてこの直後に、「ロールズもこの見解の魅力を認めている」（Kymlicka, 56:92）と述べ、ロールズも機会均等の中心的理念に見られる選択と状況の区別をしているものとして記述している。

そして、上記に続けて、値しない不平等の源泉には、生まれ落ちる社会的状況だけでなく、生来の能力も有ると言い、『正義論』第12節における次の記述を引用している。「社会的偶然性もしくは自然的な運のいずれか一方が分配上の取り分の決定に及ぼす影響にひとたび思い悩むのであれば、翻って、残る他方の影響についても思い悩まざるをえない。道徳的観点からすれば、どちらも同様に恣意的であるように思われる」（Rawls 1971, 74-5⁹⁾）。

こうしてキムリッカは、ロールズが、偶然的な要因として生まれ落ちる社会的地位に加えて生来の能力も指摘し、これらの要因が分配上の取り分に影響すべきでないと考えていたと主張する。

キムリッカのロールズ解釈：責任について

先にあげた②の点、すなわち、ロールズは選択に由来する不平等は個人の責任であると考えて

いたと示すにあたって、キムリッカも、「ロールズ自身も生来の〔資質の〕不平等の影響を過大に容認していると同時に、われわれの選択の影響を極めてわずかしか容認していない」(Kymlicka, 70:115) とひとまずは主張する。だが、「ロールズ自身も、われわれには自分の選択のコストに対して責任があると強調している」(Kymlicka, 75:122) といい、その証拠としてロールズが基本財 (primary goods) の考え方を採用している点をあげている¹⁰⁾(以下、Kymlicka, 75:122)。

格差原理が分配の対象とするのは所得と富という基本財であるが¹¹⁾、同じ基本財から得られる満足度(厚生:welfare)は、人によって異なる。例えば「費用がかかる欲望を持っている人々」と「適度な嗜好を持っている人々」では、同量の基本財を手にしても前者の方が厚生は低くなるわけである。それにも関わらず、ロールズが基本財の考えを採用したのは、適度な嗜好を持っている人々の犠牲において贅沢な人々を補助すべきではなく、人々には「自分の目的に責任を負う能力」(Rawls CP, 369)があるとロールズは考えていたからだともキムリッカは指摘する。そしてロールズのテキストから以下を引用する。「あまり費用のかかる欲望を持たない人は、生活を送っていくなかで、自分の好き嫌いを、合理的に予期できる所得と富におそらく適応させてきたのである。よって、他者をその〔彼らの贅沢の〕結果から救い出すために、適度な好みを持つ人に対する分配が少なくなってしまうのは不公正だと見なされるのである」(Rawls CP, 369-370, []はキムリッカによる)。こうした議論から、各人には自分の選択に対する責任があると考えていたからこそ、ロールズは基本財の考えを用いたとキムリッカは主張する。

キムリッカの解釈：ロールズと運の平等論の連続的關係

以上のようにしてキムリッカは、①と②それぞれについての根拠を示しながら¹²⁾、ロールズは「選択と状況という区別に訴えかけて」(Kymlicka, 76:123) おり、また、「意欲を反映しやすく、資質を反映しにくいという目標」——人々の運命が彼らの生来の資質や社会的な状況によっては決まらず、当人の意欲次第となるようにする (Kymlicka, 75:122) —— が「ロールズの格差原理を動機づけていた」と主張する (Kymlicka, 76:123)。

だがキムリッカは、このようなロールズの考えと格差原理は一致していないこともまた指摘している(以下、Kymlicka, 71-74:115-121)¹³⁾。というのは、格差原理は最も不遇な人々を所得と富の観点から識別するため、これらの基本財を同程度に持つならば、一方に先天的な障害や何らかの特別な医療上のニーズがあるとしても、二人は同じ状況にあると見なされ、前者に対する補償がとられないことになる。また、労働よりも余暇や趣味への時間を多く割り当てるライフスタイルを選択したがゆえに所得と富が最低水準にある人々も存在しうるわけだが、格差原理はこうした人々へ補償を行うことになってしまう。「ロールズの中心的直観の一つは、偶然と選択の区別に関するものである」(Kymlicka, 70:115) にも関わらず、その直観は上記のように格差原理の内容と合致していない、と批判を向けるのである。

そして、キムリッカによると、意欲を反映しやすく資質を反映しにくいという格差原理を動機

づけたのと同じ目標をドゥオーキンは受け入れ、格差原理とは異なる分配体系の方がこの理想を実現するのにうまくいくと考えたのだという (Kymlicka, 123-4)。すなわちキムリッカによれば、ロールズもドゥオーキンも分配体系を構築するにあたって同じ動機を有していたというのである。

ロールズの動機をどう解釈するかはともかくとして、格差原理が偶然と選択を区別していないことを批判し、ロールズとは異なる方法で運の問題を分配的正義論のなかに組み入れたのが運の平等論者である、というかたちでロールズと運の平等論は紹介されることが多い¹⁴⁾。確かに、そのようなかたちで格差原理を批判している運の平等論者もあり¹⁵⁾、ロールズ正義論に不足している個人の責任を問う視座を強化ないし付加¹⁶⁾したのが運の平等論者であるということ自体は確かである。だが近年顕著である両者に対するこうした言及は、ロールズと運の平等論者を連続的に捉える見方に一方では与しており、両者の最も重要な相違——ロールズの偶然性に関する議論の背景には、自由で平等な道徳的人格が参与する正義にかなった社会的協働のシステムを構築するという関心があり¹⁷⁾、安定的な協働システムを確立するという議論とも結びついている——を見逃がしている点で不十分であるといわざるをえない。運の平等論からロールズの正義論に光をあてるのではなく、ロールズの議論それ自体を検討することが、両者の関係を適切に捉えるためには必要なのである。こうしたことから、まずはシェフラーによるロールズ解釈を取り上げ、その後、筆者のそれを提示しようと思う。

3-2 S. シェフラーによる考察

シェフラーは論文“*What Is Egalitarianism?*”において、運の平等主義を「ロールズの系譜 (Rawlsian Pedigree)」(Scheffler, 177)にあるとみなす世評は誤りであると明言している。すなわちシェフラーは、偶然や責任に関する運の平等論と類似したロールズの発言は、実際はそれらとは全く異なる文脈で提示されたものであり、ロールズは選択と状況の区別を根本的な重要性——運の平等論者にとってその区分がもつ重要性——を持つようなものとは見なしていないと主張するのである (以上、Scheffler, 181)。シェフラーも、キムリッカの解釈に応じるかたちで偶然性と責任に関するロールズの議論それぞれについて論じているので、以下ではこれら二点に関するシェフラーの議論を見ていくことにする。

シェフラーのロールズ解釈：偶然性について

シェフラーは、ロールズは確かに人々の生来の資質や生まれ落ちる社会的地位の道徳的恣意性について言及しているが、「ロールズの正義の理論の基礎をなす動機が分配における自然的運の影響の一般的な除去ではないということは、全体としての彼の議論から明らかである」(Scheffler, 194)とし、その理由として以下の点をあげている¹⁸⁾。

第一に、自然的・社会的偶然性によって分配上の取り分が大きく左右されることの道徳的恣意性についてのロールズの主張は『正義論』第12節で主に展開され、キムリッカもここから引用

するわけだが、シェフラーによるとこうした主張は、正義の二原理の、あくまで「非公式な道徳的論拠」であるという。以下で詳細を見ていこう。

当該節でロールズは、第二原理のありうる四つの解釈（自然的自由の体系、リベラルな平等、自然的な貴族制、デモクラティックな平等）を提示し、これらの分配体系のうちどれを採用するかを考察している。そしてここで、自然的・社会的偶然性が分配上の取り分に不適切な影響を与えるのは不正義であり、その分配結果は道徳的に恣意的であるという直観的判断を示し、自身が推奨する「デモクラティックな平等」のシステムは、他の三つのシステムに比べてそうした影響が少ない最善の選択であると主張する。ロールズいわく、「全員を等しく道徳的人格として扱い、かつ社会的協働の便益と負担を社会的な運や生来のめぐり合わせの運に応じて割り当てることのない、二原理の解釈を探り当てようとする、四つの選択肢の中でデモクラティックな解釈が最善であることがわかる」（Rawls TJ, 65:102）。

だがシェフラーのいうように、契約説をとるロールズにあっては、原理の「公式な (official)」¹⁹⁾ (Scheffler, 179) 正当化は、原初状態においてその原理が選択される論拠を提示することによってなされる（『正義論』では第三章にあたる）。先に見た第12節の議論は、原初状態で選択候補となる原理の内容を確定させる段階の議論であり、その場面で当原理を支持する論拠は、あくまで「非公式な (informal)」(Scheffler, 179) 根拠であるというのがシェフラーの見方である。そして確かにロールズも当節を含めた『正義論』第一、二章で自身の原理を擁護する直観的根拠を説明したあとには、それらは「厳密には」原理を立証するものとはなっておらず、正当化は原初状態の観点からなされると繰り返している (Rawls TJ, 65, 89: 102, 141)。このようにしてシェフラーは、当節の偶然性に関する議論を、「正義の二原理が自由放任主義的な「自然的自由の体系」に優越することに対する非公式な道徳的論拠」(Scheffler, 179) であると位置づけるのである²⁰⁾。

以上のように自然的・社会的偶然性の議論を位置づけるシェフラーは、ロールズがそれらに言及した理由については次のように考察を進めていく（以下、Scheffler, 194-5）。すなわち、ロールズの究極の目的はすべての恣意的な要素の影響をなくすことにあるのではなく、それらの恣意性を引き合いにだすことが、自然的自由の体系や、正義の二原理に対する重要な反対意見——他の人より能力が高かったり、よく働く人々は正義の二原理が認める以上の経済的報酬に値する——の両方にダメージを与えるのに役立つと考えたからであるというものである。つまり、私たちには生来の性質や社会的なスタート地点 (starting points) といった要素を道徳的に権威あるもの (morally authoritative) として扱う傾向があり、そうするとこれらの要素が人々の見通しに強く影響することを許す分配体系を支持することになりかねない²¹⁾。そこで、そうした傾向を弱めることを意図してロールズは偶然的な要素の分布が道徳的に恣意的で根拠がないことを強調した、とシェフラーは主張するのである。

さらに彼は、ロールズにとって自然的・社会的なスタート地点の道徳的恣意性が重要であるのは、それが「平等な市民の地位」を真剣に捉えることの分配上の含意を明確にするのに役立つか

らであるという見解を示す (Scheffler, 195)。ここでシェフラーは、ロールズが社会を自由で平等な人々の間の協働の公正なシステムとして見なしていること、また、そのような人々は正義感覚の能力と合理的な人生計画を發展させ追求する能力をもつと想定している点に触れつつ、ロールズにとって根本的なことは、平等者としての市民の地位であると指摘する (Scheffler, 194-5)。そして次のように述べる。

「もし私たちが、すべての市民は社会において平等な地位をもつという考えや、各々は公正な協働の枠組みの内部で合理的な人生計画を發展させ、追求することに等しく重要な利害関心をもつという考えを真剣に受けとけるならば、それ自体でいかなる道徳的権威 (moral authority) をもたない自然的・社会的偶然性に人々の計画を実行するチャンスが大きき依拠させるような制度枠組みを設立するのは不適切である」 (Scheffler, 195)

つまり、シェフラーは、1) 自然的・社会的偶然性が分配上の取り分に大きな影響を及ぼし、そのことに対する制度上の措置がとられない分配体系——自然的自由の体系のような——においては、すべての市民に平等者としての地位を確保できないこと、そして2) 自然的・社会的偶然性の分布はそれ自体いかなる道徳的基礎も持たないこと、という「二点の関連がロールズにとって重要である」 (Scheffler, 195) と主張しているのである。自然的・社会的偶然性の道徳的恣意性についてのロールズの主張は、平等な市民の地位を確保しうる社会のあり方および、そのような社会が採るべき分配制度がどのようなものかという議論と切り離して受け取られるべきではないというわけである。

以上のシェフラーの見解をまとめると次のようになる。ロールズには第一に平等な市民の地位という理想を実現するという目的があり、自然的・社会的偶然性が著しく取り分に反映される分配システムが採られる社会においてこの理想が掘り崩されることに反対していた。それゆえ、これら偶然的要素の分布は道徳的な基礎をもたない無根拠なものであると指摘することによって対立するシステムを批判し、そして自身の正義の二原理を（「非公式な」かたちではあるが）正当化しようとしたのである。ロールズの偶然性に関する議論はこのような文脈において提示されたものであり、その目的は運の平等主義とは異なり、偶然的要因が分配上の取り分に与える影響を最小化する分配システムを構築することそれ自体ではない、ということになる。

シェフラーのロールズ解釈：責任について

さて、続いてシェフラーは、ロールズと運の平等論が結び付けられるもう一つの側面である、責任に関する議論の検討に入る²²⁾。キムリッカも指摘していたように、基本財の概念およびそのリストの内容を擁護する際になされた責任に関するロールズの議論は、人々は自分の選択の費用を負担しなければならず、それゆえ経済的不平等は人々がなす選択の違いから生じるものであれば妥当であるとする運の平等主義の立場とロールズを結びつけるものとして引用されてきた

(Scheffler, 180)。だがここでもシェフラーは、運の平等論者とは全く異なる文脈でロールズは個人の責任について言及していることを指摘している。

シェフラーによると、正義の二原理によって統制された秩序だった社会の市民は自分たちの目的に対して責任をとることが期待されるとロールズが述べるのは、彼らには「基本財の予期に照らして目的と選好を規制し見直す」(Rawls CP, 370) ことが期待されるという意味においてであって、自発的選択と選択したものではない状況の形而上学的区別の道徳的意義を主張しているわけではないという。シェフラーは、「ロールズは、彼の正義原理が実際にどのように社会と個人の責任を割り当てる役目をしているのかについての意見を述べている」のであるといい、キムリッカが参照したロールズの論文から以下を引用している(以上、Scheffler, 195-6)。

「この[正義の]構想は、責任の社会的分担と呼びうるものを含んでいる。つまり、社会、すなわち集合体としての市民は、平等な基本的諸自由と公正な機会均等を維持し、この枠組み内部でそれ以外の基本財の公正な分け前を全員に与える責任を受け入れる。一方で、(個人としての)市民と連合体は、現在および予見できる自分の状況をふまえて、自分が予期する汎用的手段の観点から、己の目的や野心を修正し調整する責任を受け入れる。」(Rawls CP, 371, []はシェフラーによる)

社会もしくは市民のいずれかが自分に割り当てられた責任を果たす能力を欠いているなら、上記のような責任の割り当ては意味をなさないわけだが、市民はこのような能力をもつとロールズは想定している。この想定 of 妥当性はさておき、シェフラーは、ここで重要なことは、個人の責任についてのこのロールズの議論が、自発的な選択と選択したものではない状況の区分に重きを置く運の平等主義の立場——この立場は疑わしい形而上学的見解²³⁾と結びついているとの疑義を免れないとシェフラーは考える——と軌を一にするものではない、という点である。シェフラーがいうには、

「実際は、ロールズが示唆するように、人々が通常自分の公正な予期にてらして自分の計画を調整する能力をもつと想定することは理に適っていないとは思われない。だが私たちの議論の論点にとってより重要なのは、彼らがそのような能力をもつという提案は原因と意志の関係についての形而上学的な見解ではないし、いずれにせよ、それ[形而上学的な見解]は責任の割り当てへの動機を提供することもない、ということである。人々は自分たちの目的に対する責任を受け入れるように求められているが、その理由はロールズのいう意味では、意志についての形而上学が人々は自分の選択の費用を負担すべきであるということに適正であるとするからではない。そうではなく、自分たちの公正な分け前で何とか間に合わせるように人々に期待することが理に適っているからである。」(Scheffler, 196、強調はシェフラーによる)

ロールズの責任に関する議論は、形而上学的見解とは無関係なのであって、ロールズがここで示しているのは、正義の二原理によって社会が公正な分配の枠組みを実現すると同時に、市民各人もその公正な分け前に合わせて自分の目的や野心を調整できるという想定である。そしてそもそも、正義の二原理は、選択と状況の区別に依拠して構築されたものではない。シェフラーは先の引用に続けてこう述べている。

「そして、分け前を公正なものにするのは、ロールズによると、人々に自発的な選択の費用を負担する（もしくは報酬を受ける）ようにさせる一方で、すべての選択していない不利益を補償することではない。分け前が公正であるのは、分け前が、互恵性と相互尊重の理想を具現する枠組みの内部で、自由で平等な市民たちが多様な善の構想を追求するのを可能にするような分配体系の一部分であるときである。」(Scheffler, 196-7)

このようにしてシェフラーは、個人の責任に関するロールズと運の平等主義の見解の相違を指摘するのである。なお、シェフラーは、ロールズの基本財に関する議論——ここでは『政治的リベラリズム』²⁴⁾も参照されている——から、ロールズと運の平等論の相違についてさらに言及しているので最後にこの点を検討する。

キムリッカの主張で見たように、格差原理に対しては、特別な医療上のニーズを持つ人々のことを適切に考慮に入れることができないと批判があがったわけだが、これに対してロールズは、そうした問題への取り組みは「正義の第一の問題」(Rawls CP, 368)が処理されるまで延期されるものであると答えている。そして、この第一の問題においては、すべての市民が「少なくとも必要最低限、道徳的、知的、身体的能力——これらが彼らを一生にわたって十分に社会的協働のメンバーであることを可能にする——」(Rawls PL, 183)を持つという想定をとっている(以上、Scheffler, 197-8)。特別な医療上のニーズの問題については、「立法段階——こうした不運の出現度 (prevalence) や種類が知られ、それらに対処する費用がつきとめられ、政府の全支出とバランスをとられることが可能になった時——で対処される。その目的は、もう一度人々が十分な社会の協働メンバーであるように、ヘルス・ケアによって彼らを復帰させることにある」とロールズは述べている (Rawls PL, 184)。

シェフラーはこのようなロールズの返答に対して、これを選択していない状況による不運に対処しようとする運の平等論につながるものとして捉えるのは誤りであって、「ヘルス・ケアによって、もう一度人々が十分な社会の協働メンバーとなるように彼らを復帰させる」という目的がロールズの返答を特徴づけているのだと判断する (Scheffler, 198)。そして、この目的によって提供される不利益に対する補償の基準は、選択か状況かという線引きと一致するものではないと主張する。シェフラーいわく、「人々を十分な社会の協働メンバーにするという目的は、どの不利益が補償されるべきかを判断する独立した基準を提供する。この基準によると、悪い「選択的運」に起因するものであろうと補償されるべき不利益はあるし、悪い「自然的運」に由来する

ものでも補償されるべきでない不利益もある」(Scheffler, 198-9)。

運の平等論者とは異なり、ロールズは選択と状況の区別に訴えてはいるのではないということ、シェフラーはこうした議論からも補強しているのである。

3-3 小 括

キムリッカは、ロールズの偶然性および責任に関する議論を取り上げ、ロールズが選択と偶然という区別に依拠した分配体系を構築するという動機をドゥオーキンと共有していたと結論づけていた。こうした解釈が、ロールズと運の平等論を連続的に捉える見方に大きく寄与したわけであるが、キムリッカの議論は、ロールズとドゥオーキンには連続性があるということを前提に展開されている嫌いがあり²⁵⁾、偶然性や責任に関するロールズの議論を丁寧にあとづけたものとは言い難い。

そして、このようなキムリッカの解釈に対して詳細な反論を行ったのがシェフラーであった。シェフラーは、ロールズが偶然と選択の区別に訴えてはいないことを、複数のテキストを参照して説得的に語っている。そして、ロールズの議論の背景に、自由で平等な市民という理想と矛盾しない分配原理を構築するという目的や、市民が社会的協働のメンバーであることを可能にさせるという目的があると捉えている。

確かにロールズは、社会的協働の枠組みをいかに構築するかという関心のもとに運・不運について語っている。また、偶然と選択の区別に重きを置いていないという点についても、筆者はシェフラーの考察に賛同する。だが、シェフラーも、彼自身の関心に引きつけてロールズの議論を取り上げている節があり、やはり一冊のテキストを通じた検討が必要であると考えられる。

次節では、まずはシェフラーが取り上げたものも含め、『正義論』において正義の観点から偶然性が言及される場面をより広範に検討する。その後、シェフラーにおいては議論されていない、ロールズの安定性に関する議論と偶然性がいかに関係しているのかを見ていく。偶然性の議論と、これまであまり注目されることのなかった『正義論』第三部の議論とがどのような接点をもつかを明らかにすると同時に、シェフラーやキムリッカが取りこぼした『正義論』における運や偶然性の議論を拾い上げることを試みる。

4. ロールズ『正義論』における「偶然性」概念の位置づけ

4-1 正義の観点から

スタート地点と偶然性

『正義論』が扱うのは社会正義であり、その主題となるのは社会の基礎構造 (basic structure of society) である。社会の基礎構造とは、人々の権利と義務および、富や所得の取り分を定め

る、政治・経済・社会に関する制度編成のことである。それゆえ、『正義論』では、こうした取り分を規定する正義の原理の内容およびその決定方法が問題とされている。つまり、基礎構造を統制するものとして正義原理と、原理の決定方法として原初状態の議論が提案されている（以上、Rawls TJ, 6-7:10-11）。

注目すべきは、『正義論』第2節〈正義の主題〉において、ロールズが基礎構造を正義の主題とする理由として以下の点をあげていることである。つまり、それが主題となるのは、基礎構造が「人々の暮らしの見通しに影響を及ぼし、「その影響力がきわめて深甚であり、社会生活のスタートから存在している」からであるという。そもそも「異なる社会的地位に生まれた人は人生に関して異なる予期を抱くことになる」けれども、その予期の差が基礎構造のあり方によってさらに拡大することを問題にしている。具体的には、「社会の諸制度が一定のスタート地点（starting places）を占める人々を他の人々よりも優遇し、「こうした優遇措置が深刻な不平等につながる」ことを批判している。そして正義の原理を、こうした不平等に対する審級（instance）となるものとして位置づけている（Rawls TJ, 7:11）。

このような正義の主題設定に関わる問題および正義原理の位置づけは第16節〈関連する社会的地位〉において、「正義の根本問題と二原理がその問題に立ち向かう流儀（manner）」（Rawls TJ, 82:129）として再び言及されている。そしてここでは、この流儀をふまえて、特定の場面においてはスタート地点²⁶⁾として最も不遇な人々の地位を選定し、その観点から二原理を基礎構造に適用する必要があることが導かれている。ロールズがいうには、「いわゆるスタート地点を選ぶことを通じて、自然的な偶然性と社会状況の影響力を和らげるという理念が追求される。他の人々の暮らし良さを向上させるようなやり方を例外として、誰ひとりこうした偶然性から便益を得てはならない」（Rawls TJ, 85-6:134）。シェフラーは言及していないが、スタート地点の偶然性やそれを基礎構造がいかに関与するかという問題は、正義の理論の構築段階ですでに取り上げられているのである。

初期状態と偶然性

続いて検討するのは、『正義論』第12節である。この節では、自然的・社会的偶然性は「道徳的に恣意的（morally arbitrary）」（Rawls TJ, 63:100）であり、これらの要因が分配上の取り分に不適切な影響を与えるシステムは不正であって、そうした影響を極力緩和する正義原理を定立すべきという判断のもと議論が展開されている。なお、本稿第3節で見たように、キムリッカやシェフラーがロールズの偶然性に関する記述として引き出すのは当12節の議論であり、また、他の多くの文献においても、ロールズが分配上の取り分に対する偶然的要因の影響を緩和すべきだと考えていた証拠として頻繁に参照される節である。だが、そもそもロールズはどのような文脈でこうした見解を示しているのか。以下では、シェフラーとは異なる点に注目してそれを見ていきたい（以下、Rawls TJ, 62-3:98）。

ロールズはここで、「資産の初期分配——すなわち所得や富および生来の才能や能力の初期の

分布——によってこそ、任意の期間を経て生じる特定の効率的な分配が決定される」という想定を採用する²⁷⁾。任意の期間における分配の結果は、その期間における初期の時点で各人がどれほどの所得や富、能力を持つかで決まるというこの前提を取る場合、「もし私たちがその結果をたんに効率的であるのみならず正義にかなったものとして受け入れるべきであるならば、資産の初期分配が時間をかけて決定される基礎をも受け入れなければならない」ことになる。だがこれは無条件では受け入れることができない。なぜなら、「任意の期間に先立つ資産の初期分配は、自然的・社会的偶然性の強い影響を受けてしまう」からである。というのも、ある期間における資産の初期分配は、生来の能力それ自体と、先行する期間においてその能力が開発されるか否か、またその能力の活用が優遇されるか否かといったことがらの偶然性に大きく影響されるからである²⁸⁾。そこでロールズは、これらの影響をなるべく緩和する分配原理を採用しようとするのである。

このように、自然的・社会的偶然性は、任意の期間の初期状態に影響するものとして問題視されている。ロールズは、人々が任意の初期の時点でどれだけの所得や富、能力を持っているかは偶然であること、そしてそうである以上、その初期分配を放置するような基礎構造は不正であるという考えを示しているのである。

初期状態の不平等と社会的協働

では、初期状態の不平等の是正は、初期の分配状態が道徳的に恣意的な要因の多大な影響を受けているという理由だけで要求されているのだろうか。第12節では、それ以上の議論が示されおらず、ロールズが問題にしていたのはもっぱら偶然性の影響であると捉えられうる。だが、この点については、『正義論』改訂版への序文で、福祉国家と正義の二原理が基礎構造に適用された場合に採られる体制である「財産所有制民主主義」という二者の違いが説明されるなかで、以下のように言及されている。

「財産所有制民主主義は、各期間（年度）の終了時点で低所得層に所得を再分配するという〔福祉国家流の〕やり方をとらない。むしろ生産に関わる資産の所有権と人的資本（教育と訓練の成果である能力および技能）の所有権とを各期の開始時点で広い範囲に振り分けることを確保し、それによってこうした〔社会のごく一部が経済を支配し間接的に政治が関与する生活領域そのものを牛耳るという〕事態を回避する。（中略）この〔財産所有制民主主義という〕理念は、偶然や不運のせいで不利を被る人々を援助することだけを要請するのではない（もちろんそれもなされるべきだが）。そうではなく、あらゆる市民がしかるべき平等な条件のもとでの相互尊重を足場として、一身上のことを自分で取り仕切りつつ社会的協働へと参画できる可能性を整えることをこそ要求する」（Rawls TJ, xv:xvii）。

ここでは、任意の期間の開始時点（ここでは年度はじまり）で措置を講じる必要があるのは、

経済や政治の領域が特定の階級に支配されることを防ぎ、また、社会の成員全員を上記の条件で社会的協働へと参加させるためであると指摘されている。ロールズは、偶然によるか否かにこだわらず、不遇な状態に陥ったあらゆる人々を、彼のいうところの社会的協働に参加させることを目指しているのであり、そうした観点から初期状態の公正さを要求しているのである。

よって、これまでに見た、初期状態の不平等の是正の根拠として提示された偶然性の議論は、偶然性の影響の除去それ自体を目論んでなされたものではなく、ロールズのいう社会的協働をいかに実現するかという関心に立ってなされたものであるということができらう。

4-2 安定性の観点から

偶然性に関する議論は、先に見たような正義の観点からのみ論じられているわけではない。『正義論』冒頭の第1節で、正義の構想は、社会の協働システムの安定性や効率性、協調性のといった観点からも評価されるべきことが指摘されている (Rawls TJ, 5:9) が、こうした点、特に安定性の議論においても、運や偶然性が語られているのである。

最も不遇な人々の定義：彼らは不運な人々なのか？

安定性の議論の検討に必要なため、まず、最も不遇な人々と格差原理について、それぞれ簡単に見ておこう。最も不遇な人々が正式に定義されるのは、第16節である。ここでロールズは、最も不遇な人々は所得や富という基本財の観点から識別できるといい、実際にこれらの基本財の持ち分が少ない人々を最も不遇な人々として位置づけている (Rawls TJ, 83-84:131-132) のだが、一方で次のような定義も行っているのである。同節でロールズは、「最も不遇な人々を、三種類の主要な偶然性のおのおのに最も恵まれていない人々として選出することにしよう」といい、最も不遇な人々を次のように定義している。その集団とは、①生まれ落ちた家族および階級が他の人々よりも不利な人々、② (実現された) 自然的な資質がそれほど豊かな暮らしを許さない人々、③ 人生行路における運やめぐり合わせがあまり幸福な結果をもたらさない人々、を含むものである (以上、Rawls TJ, 83:131)。

実際に不運な人々の選別に乗り出しているわけではないとはいえ、基本財の観点から最も不遇な人々を選定することは、「多様な偶発性によって最も恵まれない状態にある人々をカバーする」 (Rawls TJ, 84:132) とも述べており、ロールズはこの二つを一致するものとして扱っているように見える²⁹⁾。

また、定義上だけでなく、『正義論』全体を通して、ロールズは二つの定義を両立させようとしていると思われる。すなわち、最も不遇な人々は、多くの場面では the least advantaged (group/members) と表記されるわけだが、文脈によっては、the least favored や the least fortunate とも言い換えられ、不遇な人々が運に恵まれない人々であることが示唆されているのである³⁰⁾。さらに、逆に、恵まれている人々を the more fortunate とし、「自然的・社会的偶然

性によってすでに優遇されている人々」として言及する場面（Rawls TJ, 88:138-9）も見られる。

格差原理は不運に対処するものなのか？

不平等が最も不遇な人々の便益となるよう命じる格差原理は、彼らが不運な人々であるのなら、運に対処する原理ということになる。実際に、このようなものとして格差原理が描かれる場面がある。「公正としての正義においては、そうすることが共通の便益になる場合にのみ、人々は自然的・社会的偶然性を利用することに合意する。運の恣意性に対処する公正な方法のひとつが、二原理なのである」（Rawls TJ, 88:138）。

さて、最も不遇な人々を運に恵まれなかった人々とし、格差原理を運に対処するものとする議論をどのように解釈すべきなのか³¹⁾。これについては、あくまで、格差原理が意味するところの一つとしてそのような捉え方ができる、つまり、そのようなものとして見なすことができる、ということを経験則は言おうとしていると捉えるのが妥当であると考え。というのも、経験則は正義の二原理が実質的に何を意味しているのかを示すために、その本来の定義はさておいて原理を説明する場面がある³²⁾のだが、格差原理が運に対処するものだという事は主にそうした文脈で提示されているからである。

いずれにしても、『正義論』では、両者が一致することがなれば前提とされ、また格差原理が上記のように描かれることによって、偶然性の問題が、社会の基礎構造の安定性・効率性・協調性の議論とも手を結ぶことになるのである。本稿が最後に注目したいのはその議論である。

効率性・協調性

まずは効率性と協調性から検討する。経験則は、「自分たちの制度において明白な仕方で、互いと自分自身を尊重している人々の間での社会的協働は、より効率的で調和している可能性が高い」（Rawls TJ, 157:244-5）という想定を示している。そして正義の二原理はこのような協働を実現すると見ている。すなわち、「より幸運な人々は不利を被った人々を助けるという仕方でのみ、便益を得る」ということを実質的に意味する格差原理は、第一原理と結びつくと、「互恵的な相対的利益のために不平等を調整し、平等な自由という枠組みの内部で自然的・社会的な状況の偶然事を利用するのを慎む」という内容をもつことになるわけだが、社会制度を統べるものとしてこのような正義原理が公共的に承認されていることによって、「人々は互いに対する敬意を表明する」ことになる。相互に尊重し合う人々は、自分を尊重する傾向が強いと想定される³³⁾ので、こうしたことから、「人々は自分たちの自尊を確かなものとする」のである。（以上、Rawls TJ, 156:243）。

ここでは、偶然性の利用を慎むということが、相互尊重および自尊を導くものであり、それらは効率性や協調性を高めることが指摘されているわけだが、他者への敬意の表明および自尊の確保は実は安定性にとっても不可欠な要素なのである。以下でその議論を見ていこう。

安定性

ロールズは安定性について次のように述べている。「ある正義構想は、それが生み出す傾向にある正義感覚がいっそう強力で、破壊的な傾向性を無効にする可能性が高いのであれば、またその構想が許容する制度が不正な行為をしようとする衝動や誘惑を弱めるのであれば、他の構想よりも安定的となる」(Rawls TJ, 398:596)。そして、『正義論』第三部で、正義の二原理が統制する秩序だった社会で発達するだろう正義感覚が、功利主義的な原理が統制する社会において生じると予想される正義感覚よりも強固なものであると示すことによって、秩序だった社会の相対的安定性を論証している。

では、正義にかなった制度に従おうという意欲——正義感覚——はどのようにして生まれるのか。その概略を示そう³⁴⁾。正義感覚とは、特定の個人に対する愛情や、特定の連合体に対する愛着およびそのメンバーへの友情・信頼を覚えた上で、彼らが正義にかなっていると公共的に知られている諸制度の受益者であると認識し、またこの正義原理を理解している場合に生じるものであるとされている。正義感覚は、先の愛情や信頼が強固であるほど強化され、逆もまた然りとなる。さらに、これらに自尊が加わることで他の感情はより強まるとされる。そして、正義感覚や友情や愛情は、「私たちの善のために行為するという他の人々の明白な意図に起因している」(Rawls TJ, 433:647)。つまり、こうした感情は、自分たちの善は他者から気遣われているという感覚なしに十分に発達しえないのである。ここで働いているのが、ロールズのいう「互惠性(reciprocity)」(Rawls TJ, 433:648)という人間の傾向性である。いわく、「私たちが良好に暮らしていることを他の人々は願っていると認識しているので、私たちはお返しに、彼らの暮らし良さに心を砕くようになる。それゆえ、私たちの善が人々や制度から影響を受けていることをどのような仕方でも理解するのかに応じて、人々や制度に対する愛着を私たちは習得する」(Rawls TJ, 433:647-8)。よって、互いの善への気遣いを表明し、自尊を確実にするような制度が公共的に承認されている社会では、より強固な正義感覚の発達が期待できるのである。

では、これらの点に関して、正義の二原理と功利主義的原理ではどちらに利があるのか。先に功利主義的な原理についてだが、この原理が承認される場合、一部の人々の相対的利益の増大で他の人々の小さな損失を埋め合わせるという公共的な理解に基づいて制度が採用されることが想定される。となれば、「より幸運な人々」(Rawls TJ, 437:654)がそうした原理を受容することは、恵まれない人々が彼らに対して友愛の感情をもつことを困難にする予想される。また、自尊に関しても、「功利主義の構想に従うことは、不利を被る人々の自己肯定感に危害を与える傾向がある。彼らがただでさえ不運であった場合には、特にそうなる」(Rawls TJ, 438:655)。

これに対して、正義の二原理においては、第一原理の優先性および最も不遇な人々の便益に資することのない不平等を認めないという格差原理の条件が、社会のあらゆるメンバーを結びつけることを可能にする。また、自尊については、先の効率性・協調性の議論を指して次のように述べている。「すでに述べたように、私たちの善に対するより無条件な気遣いや、運や偶然事(accident and happenstance)の利用を他者がきっぱりと拒むことを通じて、人々の自己肯定感

が高められるに違いない」(Rawls TJ, 437:653)。

こうした議論からわかるように、ロールズは、正義の二原理の公共的な承認を、他者の不運や己の幸運を自分の利益のためだけに利用しないことへの合意として描いており、たまたま有利な立場にいる人々が偶然性をそのようなかたちで利用しないということが、互いの善への気遣いや自尊の確立といった、協働システムの安定性に不可欠な要素に寄与するものとして捉えられているのである。ロールズは、運や偶然性に対処することを、正義の要求としてだけでなく、社会の安定性という観点からも必要とされるものとして描いているのである。

『正義論』において運や偶然性に関する議論は、複数の想定や前提と絡み合いながら、実に多くの場面で提示されている。本稿の検討はその一部を明らかにするものすぎない。だが、いずれにしても、最も不遇な人々を包摂した社会的協働のシステムを構築すること、そして、その協働のあり方が社会のメンバー全員に受け入れられるものである理由を示すこと、これらの点に対するロールズの関心と切り離してそれを捉えることはできないだろう。

注

- 1) 本稿では、運と偶然という語を同義で用いている。『正義論』でロールズは、社会的な状況の偶然性を、主に「contingencies of social circumstances」と、また「social fortune」とも表記している。自然的な運については、「natural chance」、「natural accident」、「natural lottery」などと表記されるが、両者は「natural and social contingencies」とまとめられることもある。これらについては、特に『正義論』第3、12節を参照されたい。
- 2) ただし、本稿は、運の平等論者の見解それ自体に検討を加えるものではなく、ロールズの『正義論』の理解に主眼を置いている。そのため、運の平等論者の議論は主にシェフラーによる考察を参照している。
- 3) この位置づけについては、主に (Scheffler, 176) を、また (井上 2015, 232)、(宮本 2015, 336) も参照した。シェフラーはこれが様々な運の平等論者に共通する中心的アイデアであると述べている。また井上は、「運の平等論の理論的特徴」として、「選択と運の区分が正義の根本原理部分を構成して」いる点をあげている。
- 4) (Scheffler, 178) 参照。シェフラーはロールズと運の平等主義の関係に関するよく知られた解釈として以下をあげている。それは、運の平等主義の起源はロールズの考えの中にあるとしながらも、ロールズ自身はその見解を一貫し徹底したやり方では展開しておらず、後にドゥオーキンがロールズの洞察をもとに、運の平等主義の最初の体系的な定式化を行ったとするものである (Scheffler, 178)。
- 5) S. Scheffler, "What Is Egalitarianism?", *Equality & Tradition: Questions of Value in Moral and Political Theory*, New York: Oxford University Press, 2010. 当論文を引用する際は本文中に (Scheffler, 頁) で表記する。なお、この論文を緻密に検討した論文として、亀本洋「運平等主義の問題点——サミュエル・シェフラーの見解の紹介——」『法学論叢』、176巻五・六号、102-143頁、2015がある。
- 6) 本稿では『正義論』改訂版 (*A Theory of Justice*, Revised ed., Harvard University Press, 1999) を用いる。初版 (*A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971) への検討および、これと改訂版との比較は次の課題としたい。
- 7) W. Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*, London: Clarendon Press, 1990

(ウィル・キムリッカ著、施光恒・関口雄一ほか訳『現代政治理論』、日本経済評論社、2002年)。このテキストからの引用は、本文中に (Kymlicka, 頁 (原文: 翻訳)) で表記する。なお新版は、*Contemporary Political Philosophy*, 2nd edn., London: Oxford University Press, 2002 (ウィル・キムリッカ著、千葉眞・岡崎晴輝ほか訳『新版現代政治理論』日本経済評論社、2006年)。

- 8) ただし亀本も指摘するように、キムリッカ自身は運の平等論という語は用いていない (亀本 2015, 122)。
- 9) キムリッカによる『正義論』[初版]からの引用は、本文中に (Rawls 1971, 頁) で記す。なお、本稿4節で『正義論』[改訂版]から引用を行う場合は、本文中に (Rawls TJ, 頁 (原文: 翻訳)) と表記する。
- 10) 基本財に関する議論についてキムリッカは次の論文を参照している。John Rawls, "Social Unity and Primary Goods", in A. Sen and B. Williams (eds), *Utilitarianism and Beyond*, Cambridge University Press, Cambridge, 1982. ただし、この論文はロールズの論文集に収められているので、本論では "Social Unity and Primary Goods (1982)", *Collected Papers*, Harvard University Press, pp. 359-387, 1999 を用い、ここからの引用は、本文中に (Rawls, CP, 頁) で表記する。
- 11) 格差原理の分配対象について、詳しくは (亀本 2012, 36-39) を参照されたい。
- 12) ただし、キムリッカは②を示す前の段階で、①の議論を指して、「すでに見たように、ロールズの中心的直観の一つは、選択と状況の区別に関するものである」(Kymlicka, 90:115) と述べている。①に関する本文での検討からもわかるように、ここでキムリッカは、彼自身の考察とロールズの主張を織り交ぜながら議論することで、ロールズがこのような区別をしていたかのように議論を進めている。だが、この場面でロールズが選択と状況を区別していた根拠は示されていない。
- 13) キムリッカのこのような批判的背景には、ロールズの方法論に関する独特の解釈がある。キムリッカは、「ロールズに対して真に的を射た批判を加えるためには、彼の根本的な直観に異議を唱えるか、格差原理が彼の根本的直観を最善に具現化するものではないことの理由」(Kymlicka, 70:114) を示さねばならない、と考えているのだが、それは彼が、原初状態における原理選択の論証の方ではなく、偶然性に関する議論 (キムリッカはこれを「直観的論拠」と呼ぶ) が「主張な論拠であり、契約説はその補助的表現にすぎない」(Kymlicka, 69:113) と見ているからである。キムリッカがそう解釈とする根拠のひとつは、ロールズが示す次の規定である。それは、各々の原理にはそれに対応する原初状態の記述があり、またその記述は、選択された原理と直観的判断が一致しない場合には修正されるというものである (Rawls TJ, §3, 4) (ただしキムリッカも指摘するように、ここでの直観的判断は他の構想の検討や原初状態の論証など一連の議論をふまえた上での直観であり、当初の直観を指示するのではない)。この点からキムリッカは、契約論と直観論は独立したものではないと判断する。その上で、契約論の役割は、原初状態という偏りのない視座から直観的判断を鮮明にし、それが正確なものかを検証することにあると指摘している (Kymlicka, 66-70:109-115)。
- 14) 例えば (広瀬 2014, 30, 32-3)。ただし、ここではロールズと運の平等主義者 (そのうちのコーエンとセガル) は、前者が構成主義的な理論構成をとるのに対し、後者は直観主義に頼っているという点で異なること、また、運の平等主義の原理には適切に作用しうる領域 (例えば医療資源の配分) があるという点についても指摘されており、ロールズと運の平等主義の連続性のみならずその相違についての視座も提示されている。なお E. アンダーソンは、運の平等主義に対する最も強力な批判的論考とされる "What Is the Point of Equality?" において、運の平等主義とロールズを連続的に捉える見方について、詳述はしていないが否定的な見解を示している。それによると、運の平等論者である R. アーネソンによる分配的正義の構想 — 幸運な人は、運によって得た自身の利得の一部もしくは全部を不運な人々に移転すべきである — は、「ロールズの著作にさかのぼりうる」が、この構想が

「ロールズのものとしてきた」のは「誤って[そうされてき]たと思う」(Anderson 1999, 290)。

- 15) R. アーネソンは格差原理が、不平等が選択によるものか状況によるものかを区別をしていないことを批判している。だがキムリッカとは異なり、ロールズの見解にまで立ち入っていない。アーネソンいわく、「ロールズ自身の見解がどうであろうとも、ロールズがひとまとめにしたケースを区別し、可能なら、人がコントロールする能力を超える不平等と個人が責任を引き受けうる自発的選択に起因する不平等とを異なる方法で扱うことを、正義は社会に確かに要求する」(Arneson 2008, 83)。
- 16) この点について、詳しくは(渡辺 2012, 160-164, 190)を参照されたい。
- 17) すぐ後に見るようにシェフラーは、ロールズの偶然と選択に関する言及の背景には、平等な市民の地位の確保および社会的協働への参加という議論があるのに対し、従来の運の平等論者にはこのような視座が欠けていると批判した。こうした批判を受け、近年、運の平等論とロールズの議論との棲み分けが図られている。例えば、(井上 2015)は、ロールズと運の平等論に関して、ロールズの正義論が社会的協働および正義の状況を前提にしている——すなわちその議論の射程が、緊急時ではないひとつの社会の基礎構造である——のに対し、運の平等論はそうした状況を必ずしも前提に議論していないことを指摘し、また、運の平等論の内部からこの点を運の平等論の原理の特性として指摘する声が出ていることを報告している。なおロールズ正義論の前提としての社会的協働論については(神島 2014)も参照されたい。
- 18) 偶然性に関する議論についてシェフラーは概ね『正義論』[初版]を参照している。
- 19) ここでシェフラーは、原初状態での論証とその前段階で見られる原理の正当化の違いに対して、公式/非公式という語を用いているが、ロールズはこのような対照のさせ方はしておらず、またシェフラーにおいても、先の語は論証の重要性の違いを指しているのだと思われる。
- 20) 偶然性に関する議論について、シェフラーとキムリッカの位置づけは対照的である。キムリッカは、この議論は厳密には原理の論証ではないというロールズの発言をふまえた上で、原初状態における原理選択の論証の方ではなく、直観的論拠の方を主張な論拠と解釈している(Kymlicka, 69:113)。この点について詳しくは註 13 を参照されたい。
- 21) シェフラーは次のように述べている(以下、Scheffler, 195)。「人々の生来の性質や社会的なスタート地点の道徳的恣意性をロールズが強調するのは、特にそうすること[偶然的要素を権威あるものとして扱うこと]が何か道徳的に根本的なものを危うくするかもしれない時、こうした要素を道徳的に権威のあるものとして扱う私たちの傾向を弱めることを意図している」。また、この後で「ロールズにとって根本的なことは、平等者としての市民の地位である」こと、自然的自由の体系のような人々の見通しが偶然的な要因に強く影響されるシステムは、「一部の市民の平等者としての地位を危うくする」ということ指摘している。
- 22) ロールズの基本財に関する議論について、シェフラーはキムリッカ同様、“Social Unity and Primary Goods (1982)”を参照している。
- 23) シェフラーが指摘する形而上的問題とは、一つには自発的選択と状況の区別ができるという見解に関わる形而上的問題を、二つ目に選択と責任を結びつける見解に関わる形而上的問題を指していると思われる。一点目に関してシェフラーは、個人の人格や気質、人々がそこに自己を見出す社会的文脈といった選択せざる状況は、日常的に自発的選択に影響を与えていると述べ、一部の運の平等論者の見解——自発的選択とは十分に個人のコントロール下にあるもので、人々の行為主体性の純粋な表現であると主張しているように見える——を批判している。また二点目について、運の平等論者が選択と責任の概念を理論に取り込むことは、彼らの議論は疑わしい形而上の見解と結びつくものであるという異議を招くものであると指摘している(以上、Scheffler, 187-8)。この点については(亀本 2015, 116-, 134-)も参照されたい。

- 24) J. Rawls, *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press, 1993. 以下、ここからの引用は、本文中に (Rawls PL, 頁) と記す。
- 25) 『現代政治理論』新版への序文の冒頭でキムリッカは、執筆当時の野心の一つが、理論どうしの相互関係を提示することであったと述べている。「それぞれの理論は、それに先行する諸理論がそれらの問題に答えてきた従来のやり方の短所や限界に対する応答と見なしうること。その結果、この学問領域が発展するにつれて、時間の経過とともに進歩が見られること。私はこれらのことを示そうとしたのである」(原文 iii : 訳 iii)。
- 26) ロールズのいう「スタート地点 (starting places)」は、人生の始まり (誕生や成人の時点) だけでなく、任意の期間のスタート地点であると考えられる。というのも『正義論』第 16 節でロールズは、所得と富の点で複数にわかれる社会的地位が基礎構造にはあり、それぞれの地位 (特に最も不遇な人々の地位) を指してスタート地点と定義しており、それは人生の始まりに限定されないからである。ここでロールズは、経済的に不利な人々の地位をスタート地点として措定し、その観点から基礎構造の正・不正を判断すべきであると主張している。なおスタート地点に関しては、それが「自発的に就ける」(Rawls TJ, 82:129) 地位ではなく、また例えば性や人種といった「変えようもない」諸特徴によっても規定されるものであると述べている (Rawls TJ, 84:133)。さらに、ロールズは CP において、「最も不遇な人々の見込みが生涯にわたって調査された場合、最も不遇な人々は基本財の最も低い指標を持つ人々として定義される」とのべ、「最も不遇な人々とは、定義によって、その集団に生まれ、生涯を通じてその集団にとどまる」としている (Rawls CP, 364)。この場合、どの期間においても最も不遇な人々はそのように定義される。以上からロールズのいうスタート地点とは、その言葉の通常の意味に反して、人生の始まりからすべての期間にわたって属する社会的地位のことを指しているといえるだろう。
- 27) この想定は、自然的自由の体系およびリベラルな平等がとる効率性原理についての説明として提示されている。
- 28) ここでロールズは、自然的偶然性と社会状況の偶然性に加えて、「災難や幸運といったチャンスの偶然性 (chance contingencies as accident and good fortune)」にも言及し、こうした偶然性や社会的状況によって、生来の資産は開発されたり実現されなかったり、またその活用が優遇されたり冷遇されたりするのだと述べている (Rawls TJ, 63:98)。
- 29) ただし、ロールズは『公正としての正義 再説』(J. Rawls, *Justice as Fairness: A Restatement*, ed. Erin Kelly, Harvard University Press, 2001、田中成明・亀本洋・平井亮輔訳、岩波書店、2004 年) においては、最も不遇な人々を、「所得に関し最低の期待を有する階層に属する人々」(原文 59、訳 102) として定義しており、それが必ずしも運に恵まれない人々と一致するわけではないという見解を示している (原文 59、訳 369)。
- 30) こうした表記が特に多く見られるのは、『正義論』第 17、29 節であるが、他の節にも散見する。
- 31) この点についての解釈として、例えば、アメリカ社会で根強い、貧困は怠惰によるものと考え、恵まれた人々は多くの取り分を主張できると考える立場の人々に向けて、運を強調したと捉える見方もある。この見方については、(亀本 2015, 103) および (亀本 2012, 44) を参照されたい。また、(鈴村、金 2012, 66) は、格差原理の定式化には、不運か不正義か、偶然か選択かを考えることをなるべく排除したいというロールズの思惑が見え隠れすると指摘し、不運か否かに関わらず暮らし向きが悪いかどうかという一点のみを勘案すべきだと考えていたのではないかという見方を示している。
- 32) 例えば、「格差原理は、生来の才能の分布をいくつかの点で共通の資産と見なす一つの合意を実質的に表している」(Rawls TJ, 87:137) と述べたり、「正義の諸原理は、社会の基礎構造において、お互いを単なる手段としてのみではなく、目的それ自体として扱いたいという人々の欲求を明示してい

る」(Rawls TJ, 156:243) とカントを持ち出して述べることもある。そしてこれらを、「カント的解釈や友愛の理念との関連 (§ 29, 17) によって表現される格差原理の意味」(Rawls TJ, 437: 653、強調は筆者) として言及している。なお、本稿でこのような解釈をとるにあたっては、共有資産論が格差原理の「前提」ではなく「含意」であると指摘する考察(渡辺 2012, 357-9) も参照した。

- 33) ロールズは自尊と相互尊重の条件として、「人々の共通の計画 (common plans) が合理的であり、かつ相補的であること」(Rawls TJ, 387:579) をあげている。すなわち、自己のより複雑な能力の発達を要求するという意味で合理的な人生計画を本人が有しており、またそうした計画の遂行が他者の称賛や喜びを喚起するものならば、その人は自分の計画は実行するに値すると感じることができ、そしてその場合、他者が成功裡に彼の計画を実行していることを妬むことなく歓迎できる、としている。ロールズにとって、自尊と相互尊重は切り離すことができないものであり、これらが成立するには、自分の善の追求と他者のそれが互いを脅かし合うものではなく、相互に補完し合うものであることが求められている。
- 34) 以下は、『正義論』第 70-76 節の議論を再構成したものである。

参考文献

- Arneson, Richard, (2008) "Rawls, Responsibility, and Distributive Justice", *Justice, Political Liberalism, and Utilitarianism Themes from Harsanyi and Rawls*, edited by Marc Fleurbaey, Maurice Salles, John A. Weymark, Cambridge: Cambridge University Press, Chapter 3, pp. 80-107.
- Anderson, Elizabeth, (1999) "What Is the Point of Equality?", *Ethics*, Vol. 109, No. 2, pp. 287-337.
- Kymlicka, Will, (1990) *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*, New York: Oxford University Press. ウイル・キムリッカ著岡崎晴輝他訳 (2002) 『現代政治理論』日本経済評論社
- , (2002) *Contemporary Political Philosophy*, 2nd edn., Oxford: Oxford University Press. ウイル・キムリッカ著千葉真他訳 (2006) 『新版現代政治理論』日本経済評論社
- Rawls, John, (1999) *A Theory of Justice Revised Edition*, Cambridge: Harvard University Press. ジョン・ロールズ著川本隆史・福岡聡・神島裕子訳 (2010) 『正義論』[改訂版] 紀伊國屋書店
- Scheffler, Samuel, (2010) "What Is Egalitarianism?", *Equality & Tradition: Questions of Value in Moral and Political Theory*, New York: Oxford University Press.

※邦訳は適宜参照したが、訳の一部は文脈に即して変更した。なお断りのない限り、[] は筆者による補いである。

- 飯田文雄 (2006) 「運命と平等 — 現代規範的平等論の一断面 —」『年報政治学 2006 - I 平等と政治』, 木鐸社
- 井上彰 (2002) 「平等主義と責任 — 資源平等論から制度的平等論へ」佐伯啓思・松原隆一郎編『〈新しい市場社会〉の構想 — 信頼と公正の経済社会像 —』, 新世社, 第七章
- (2011) 「機会の平等・再考…正義の観点から」齋藤純一編『〈政治の発見〉第3巻 支える — 連帯と再分配の政治学』, 風行社, 第六章
- (2015) 「運の平等論とカタストロフィ」『言語文化研究』26 巻 4 号, 231-247 頁
- 神島裕子 (2014) 「多国籍企業の政治的責任」宇佐美誠編『グローバルな正義』勁草書房, 第八章
- 亀本洋 (2012) 『格差原理』, 成文堂
- (2015) 「運平等主義の問題点 — サミュエル・シェフラーの見解の紹介 —」『法学論叢』, 176

卷五・六号, 102-143 頁

河野勝・金慧 (2012) 「復興を支援することは、なぜ正しいのか——哲学・思想の先駆者に学ぶ」 鈴木興太郎・須賀晃一・河野勝・金慧 『復興政策をめぐる《正》と《善》——震災復興の政治経済学を求めて①』, 早稲田大学出版部, 第3章

広瀬巖 (2014) 「平等論の展開——ロールズ以降の「運の平等主義」の基本問題」, 川崎修編 『岩波講座政治哲学6 政治哲学と現代』, 岩波書店

宮本雅也 (2015) 「分配的正義における功績概念の位置づけ——ロールズにおける功績の限定戦略の擁護」 『政治思想研究』 第15号, 335-365 頁

渡辺幹雄 (2000) 『ロールズ正義論の行方 増補新装版』, 春秋社

—— (2012) 『ロールズ正義論再説 新装版』, 春秋社